

2 林野行政費	林野の面積	一町歩につき	一、三〇五〇
3 水産行政費	水産業者数	一人につき	五、九四〇〇
4 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	三、五二八
六 その他の行政費			
1 徴税費	道府県税の税額	千円につき	八、六一
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	三、五九四〇〇
3 その他の諸費	人口	一人につき	一、六〇〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき	四、二五〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五
八 特別地方債償還費			
1 特別措置債償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	一〇〇
2 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	一円につき	三五
一 消防費	人口	一人につき	三、九二五
二 土木費			
1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	六、四〇
	道路の延長	一メートルにつき	六、九三
2 橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	二、三四五
	木橋の延長	一メートルにつき	四、七二六
3 港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	一、六七〇〇
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	三、一〇〇〇
4 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一、七三
	土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき	四、五六
5 その他の土木費	人口	一人につき	二〇、二六

三 教育費			
1 小学校費	児童数	一人につき	一、〇五〇〇
	学級数	一学級につき	三、七七一〇〇
	学校数	一校につき	一、四四七、〇〇〇
2 中学校費	生徒数	一人につき	一、〇、六〇〇
	学級数	一学級につき	三、六、四〇〇
	学校数	一校につき	一、七、三三〇〇〇
3 高等学校費	生徒数	一人につき	一、四、三〇〇〇
4 その他の教育費	人口	一人につき	一、五、七四〇
四 厚生労働費			
1 生活保護費	市部人口	一人につき	一、七、五九
2 社会福祉費	人口	一人につき	三、七、四〇
3 衛生費	人口	一人につき	一、四、八六
4 労働費	失業者数	一人につき	三、三、五五〇〇
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一、三、〇九〇
2 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	一、五、四〇
3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	四、三、一八
六 その他の行政費			
1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	八、三八四
2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	二、四一
3 その他の諸費	世帯数	一世帯につき	九、四八二
	人口	一人につき	四、四、六六
	面積	一平方キロメートルにつき	一、五、二、三八〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	五
八 特別地方債償還費			
1 特別措置債償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	一〇〇
2 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	一円につき	三五

三十九 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金

國庫の負担金を受け、若しくは受
けずに施行した災害復旧事業に
係る経費又は国の行った災害復旧
事業に係る負担金に充てるため起
した地方債及び国庫の負担金を受け
た施行した地盤沈下の地盤変動若
しくは海岸侵しよの防除のため
しくは海岸侵しよの防除のため
の事業に係る経費又は国の行った
事業に係る負担金に充てるため起
した地盤沈下の地盤変動若しくは
海岸侵しよの防除のため起した
負担金に充てるため起した地方債
（以下「地盤沈下等対策事業債」と
いう。）の当該年度における元利償
還金

(1) 国庫の負担金を受け、若しくは受けないで施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行方災害復旧事業に係る負担金に充てるため起した地方債の当該年度における元利償還金。

(2) 國庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵しよくの防除のための事業に係る経費又は国の行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵しよくの防除のための事業に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「地盤沈下等対策事業債」という。)(の当該年度における元利償還金)

(3) 国庫の負担金を受けて施行に特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十二号)第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起した地方債(以下「特殊土じよう対策事業債」という。)(の当該年度における元利償還金)

昭和二十一年度から昭和三十年度までの間に、国庫の補助金、負担金、失業その他これらに類するものを受けた施設した一般公共事業、失業対策事業及び義務教育施設の建設事業に係る経費の財源に充てるため発行を許可された地方債（特別措置債及び地盤沈下等対策事業債を除く。）並びに昭和三十一年度までの間に地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百十一号）第一項の規定によつて発行を許可された地方債に係る当該年度における元利償還金

国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般公共事業、失業対策事業及び義務教育施設の建築事業に係る経費又は国の行方一般公共事業に係る負担金に充てたるため昭和二十一年度から昭和三十年年度までの間に発行した許可された地方債（特別措置債）に地盤沈下等対策事業債及び特殊土壌により対策事業債を除く）に係る当該年度における元金利償還金

第十三条第二項中「数値の補正」の下に「(以下「種別補正」という。)」を加え、同条第四項第一号中「前項第一号の補正」の下に「(以下「段階補正」という。)」を加え、「当該補正」を「当該段階補正」に改め、同項第二号中「前項第二号の補正」の下に「(以下「密度補正」という。)」を加え、「当該補正」

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
-------------	-------	------	-------

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
一 警察費	警察費	警察職員数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
二 土木費	1 道路費	道路の面積	種別補正、密度補正、態密補正及数び寒冷補正
	2 橋りよう費	道路の延長 橋りようの面積	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	3 河川費	木橋の延長 河川の延長	密度補正及び寒冷補正 種別補正、態容補正及び寒冷補正
	4 港湾費	港湾（漁港を含む。） におけるけい留施設 の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正 種別補正
	5 その他の土木費	港湾（漁港を含む。） における外かく施設 の延長	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
三 教育費	1 小学校費	人口	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	2 中学校費	面積	段階補正、密度補正、態密補正及数び寒冷補正
	3 高等学校費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	4 その他の教育費	生徒数 人口	種別補正、態容補正及び寒冷補正 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
道府県		盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	態容補正及び寒冷補正

[illegible]

○青木国務大臣 ただいま議題となり
ました地方交付税法の一部を改正する
法律案の提案理由とその要旨を御説明
申し上げます。

昭和三十一年度以来講ぜられて参りま
した各級の地方財政健全化のための施
策と、地方団体自体における努力によ
りまして、地方財政の状況は漸次改善さ
れて参つたのでありまして、地方財政
健全化のためにはできる限り地方税財
政制度を安定させることが適当ではな
いかと考えるのであります。しかると
ころ昭和三十四年度におきましては、
国民の強い要望にもかんがみ、地方税
について零細負担の排除と負担の均衡
化をはかるため必要な改正を行います
結果、百一億円に上る減収が生ずるほ
か、所得税及び入場税の減収を初めと
する国の税制の改正に伴い、自動的に
生ずる地方財源の減少は百億円に上る
反面、初任給の改訂、期末手当の増額
等による給与費の増、公共事業費にか
かる地方負担額の大幅な増加等が見込
まれるのであります。政府は昭和三十
四年度におけるこのような地方財源の
減少による地方財政への影響を可及的
に回避するため、地方交付税率を一部
引き上げるほか、道路整備事業にかか
る高率の国庫負担率を維持し、道路目
的財源の充実をはかるとともに、あわ
せて地方団体間の財源の均衡化を前進
させ、地方財政の健全性維持と行政水
準の維持向上のため、でき得る限りの
措置を講ずることとしたのでありま
す。これらの措置に伴い、地方交付税
率を改訂するとともに、基準財政需要
額の増額とその算定方法の合理化をは
かり、同時に配分方法を明確化させる
ために地方交付税法の一部を改正する

必要があるものであります。以上が本法
律案の提案理由であります。

次に本法法律案の内容の要旨につきま
して御説明いたします。

第一は地方交付税の総額に関する
事項であります。地方交付税の率を
一〇引き上げ、所得税、法人税及び酒
税の二・八・五といたしたことであり
ます。その結果、昭和三十四年度にお
いて交付すべき地方交付税の総額は、
昭和三十一年度分の精算額百四十四億
円を加え、二千四百八十六億円、昭和
三十三年度に比し二百四十六億円の増
加となります。

第二は、基準財政需要額の算定方法
に関する事項であります。その一つ
は、測定単位の新設等に関するもので
あります。既存の施設等を基準とす
る経費の算定方法に加えて、あるべき投
資的経費に要する需要額を把握するた
め、道府県分、市町村分ともに「その他
の諸費」に新たに「面積」を測定単位
として加え、その単位費用を高率に定
めて、投資的経費の一部を包括的に算
入することとしたこと、及び
特殊土壌対策事業にかかる地方債の元
利償還金を災害復旧費の測定単位の中
に含ませしめることとしたことであ
ります。

その二は、単位費用の改訂に関する
ものであります。単位費用につきまし
ては、農業行政費を充実し、農業県の
財源を充実するため、耕地の面積にか
かる単位費用を、また給与改訂等ある
べき消費的経費に要する財源を賦与す
るため、その他の行政費のうち人口を
測定単位とする行政項目の単位費用を
それぞれ大幅に引き上げることとした
ほか、期末手当の増額その他の制度改

正に伴う所要経費の増加額を算入する
ため、関係行政項目の単位費用を引き
上げることとしたのであります。

その三は、補正に関するものであり
ます。基準財政需要額の算定方法は、
でき得る限りこれを法定し、安定させ
ることが適当であると考えられます。
そのため、各行政項目ごとの測定単位
に適用される補正の種類は、従来総理
府令にゆだねられていたものでありま
すが、これを法定することとしたしまし
た。

なお、基準財政需要額の算定方法を
一そう合理化し、地方団体間の財源の
均衡化を前進させるため、前に述べま
したような改正を行うこととするほ
か、今後補正係数を定めるに当たつて
その趣旨に沿う措置を講ずるよう予
定いたしました。すなわち、(イ)道
府県分態容補正について、都市的形態
の度合いに応じて定めている職員給与
費、物価差等の格差を縮めるため、十
三種地以下の種地については同一係数
を用いて算定すること。(ロ)道府県分
階補正について、規模の小さい県の経
費が割高となる事情を反映させるた
め、段階補正係数を引き上げること。
(ハ)納税義務者一人当りの税額が少い県
の徴税費が割高となる事情をさらに的
確に反映させるため、その密度補正係
数を引き上げること。(ニ)公債費対策を
一そう強化するため、公共事業費等の
財源に充てるため発行を許可された地
方債の元利償還金の算入に当り、財政
力の弱い団体に対する補正率をさらに
引き上げること等の措置を行う所存で
あります。

以上が地方交付税法の一部を改正す
る法律案の提案理由及びその要旨であ
ります。

ります。何とぞ慎重御審議の上、すみ
やかに御可決あらんことをお願い申し
上げます。

○鈴木委員 次に、地方自治に関す
る件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので順次これ
を許します。中井徳次郎君。

○中井(徳)委員 けさの新聞に自治庁
から地方団体に対して、相次ぐ汚
職があるというので綱紀粛正を求める
ように通牒をお出しになった、あるいは
はお出しになるというふうな記事があ
るのでございますが、これにつきまして
では、現在政府としてはどういう態度
でおられるのか、大臣からその辺の事
情を伺いたい。

○青木国務大臣 まことに適当な機会
でありますので、この機会に私から、
本日自治庁の事務次官から全国都道府
県知事あてに出しました通牒の内容並
びになぜそういう措置をとろうとした
かという点につきまして申し上げまし
て、御理解を得たいと存するのであり
ます。

御承知のように、先般山口市の市長
が刑事事件にかかりまして収監されて
おるのであります。その前に相模原市
におきまして、やはり土地問題に関連
しまして刑事事件を起しておりました。
その他水道等に関連して富山市である
とか、あるいは鳥取市であるとか、
公共団体関係の職員等が刑事事件を起
している事態が最近頻発いたしておる
のであります。このことにつきまして
は、もちろん自治庁といたしまして、
現在の建前からいたしまして、自治庁
がこれに対してとやかく命令したり、
あるいは指揮をするべき筋合いのもの

でないことは言うまでもないことであ
ります。しかしながら、昭和二十三年以
来今日まで地方自治体の皆さん方が非
常に努力をもちつて日本の地方自治の発
展のために努力して参り、今日の日本の
自治体も、その内容におきましても、ま
た業績におきましても、まことに見る
べきものがあると私も考えておるの
であります。しかしながら、たまたま
一部にそういう刑事事件を起す等のこ
とがありまして、それによって、せつ
かく健全に伸びております日本の自治
体に対して、一般の大衆から疑惑の目
をもつて見られるということになりま
すので、私は日本の地方自治の将来の
ためにまことに残念にたえないのであ
ります。このことにつきましては、自治
関係の方々が、あくまでも日本の自治の
円満なる発展のために考えていただく
なければならぬ問題と私も深く信ず
るのであります。山口市長問題等に関連
いたしまして、私どものところへいろん
な方が参りまして、一体自治庁は何をし
ているんだ、もう少しこれを監督した
らいいじゃないかということを言つて
くる方もあるのであります。しかし、
これは私の方で、自治体の内容に立ち
入つてとやかくそういう差し出がまし
い監督というふうなことはすべきでな
いのであります。何と申しまして、自
治体みずから墓穴を掘るような形にな
りましては残念にたえないところであ
りますので、自治庁といたしましては、
行政指導の立場に立ちまして、各
都道府県の知事さんを通して、全
国の自治体の皆さん方一つ自粛をし
ていただく。さらにまた現在の法制上
定められておりますいろいろな監査制

度があるのであります。住民の税金による公金の使方に当りまして、いやしくも問題を起すようなことがあつてはならないことは言うまでもないところでありまして、この監査制度を十分活用いたしまして、そういう間違ひがないように注意いたしていただきたい。また最近大阪の河内市でありましたか、議員の退職金を出すというようなことで背任罪、自治法違反というところと問題になったのであります。地方議会の改選期を前にいたしまして、そういうようなことで自治法違反の事態が起りました、これまたまことに憂慮にたえませんので、そういうことのないようにできるだけ一つ留意していただきたい、こういう意味におきまして、事務次官名をもつて全国の都道府県知事あてに通牒を出したい、行政指導の意味におきまして、本日の閣議におきまして私からそのことを申し、閣議の了解を得まして、本日付をもつて全国の都道府県知事あてに通牒を出した次第であります。

なお、この機会に、その通牒の内容を、そう長くありませんから申し上げます。

自治事務次官名で各都道府県知事あてであります。表題は「地方公共団体における綱紀の肅正について」内容を申し上げます。「この頃、地方公共団体の首長その他の職員で刑事上の客観に問われるものが少くないように見受けられることは、まことに遺憾にたえない。わが国民民主化の基盤として再出発した新しい地方自治制度は、逐次その成果をあげつつあるところであるが、たとえ一部にせよ、地方公共団

体の中に汚職腐敗事件の発生をみることは、地方自治不信を招く因となるもので、各位には、かねて意を用いておられるところは存するが、綱紀の維持と公務の厳正な執行について、一層留意し、部下職員を督励して、いやしくも世の批判指弾を受け、ひいては国民民主政治の発展にも暗影を投ずるようなことのないようにいたされたい。地方自治法においては、公務の適正な執行を確保するため、規定を設けて、議会に対し検閲、検査、監査の請求等の権限を認め、出納長又は収入役に支出命令の審査権を与え、監査委員による監査制度を採用しているほか、上級行政庁による監査その他の措置を講ずる途を開いているのであるが、これらの制度の適正な運営にさらに意を用いるとともに、各地方公共団体の首長においても、事務の管理執行に関し、いささかも疑念を招く余地を生じさせないように、厳正公明を期せられたい。なお、最近、ある地方公共団体において、議員に退職金を支給したことを理由として背任罪の容疑に問われた事例があるが、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基く条例に基かずに支給することは、厳に禁止されているところであるから、時節柄特に御留意されたい。右命により通達する。おつて、管下市町村長に対しては、貴職から右の趣旨を御伝達ありたい。以上のような内容であります。

○中井(徳)委員 私、この問題について二点ばかりお尋ねしたいのです。第一番は、きわめて事務的なことでありますが、自來自治庁が府県、市町村に通牒を出されるときに、大抵い次官通牒という形になっておる。大臣から直接やるというふうなことはほとんどないのであります。その辺のところは、どうも大へんしろうとくさい質問でありますけれども、何かもの重き要性によりましては大臣の名前でどんな出していいのじやないか。さらにこの辺のものの考え方ですが、必ず府県知事を一応経由する、それもいい場合がある。しかし、今回は一府県知事はたとえ二、三年前でありましたが、福岡で大問題がありました。一応は直接市町村という形になっておるし、そういう場合に、次官から知事を通じていく。こういう形について政府で何か考えられる必要はないか。私は、これはやはり大きな政治の問題だと思ふのであります。従ひまして、特今何って私ははつとしたのであります。不正ではあります。千差万別でござい。中井には、二、三十年前まではこういうことは往々あった。しかし、その当時は看過されておつた。今は非常に世の中が進歩するとともに、これは正確を期するといふことで犯罪にもなり得るということもあります。また、大臣からもお話しがありました。うに、山口市のごときは、実は去年の三月私は山口県に参りました。もう新聞に大きく扱われていた。市長は入院なんかして、都合のいいことを言つて、この委員会でもずいぶん議論になりましたが、結局一年ほどが経つて今月の二十二日逮捕。私はこの人の性格その他政黨あたりにつながらつた子分であるかといふようなことまでみな聞きました。今日この席でそこまでは申しませんけれども、こういうことになりましたと、だいたい内容は違ひわ

けです。富山の水道の問題、これは同じ、長野においては食糧費を接待費なんかにして機密費に使つてゐる。こういうことになる、いいことではありませぬけれども、その間に何かしら軽重があるように思ふ。従つて、今日の機会に一片の通牒を出しになるのもけつこうであります。一次官通牒といふより形が片がつくものではな。この点をちよつと伺ひたい。

第二点は、こういうことについての原因でございます。法律上の原因、それからいわけゆる道徳的な問題もござい。地方財政が非常に困難であつた。従つて、中にはたとえ一千万円の補助金をもらつたために二百万円や三百万円の金は使つていんだといふことで、そういうことを選挙演説なんかにも堂々とやりまして、そして当選をしていくといふような事態も全国至るところにあるんです。この原因は、もちろん個人々々その責任がありますけれども、大きな目から見ると、財政上の非常に困難の中から細工をしたがらこ十二、三年各自自治体をやつてきたといふことにも案外遠因が見つけられるのではないかとささ思ふ。制度的な問題につきましても、もう少し大福帳的なものを改めて、新しいものにしなければいかぬのではないかと意見もあるやに伺つておりますが、こういう点につきましてさらに大臣の見解を伺つてみたいと思ふ。

○青木國務大臣 第一段の、こういう問題について次官通牒はおかしいじやないか、自治庁長官から通牒すべきじやないかといふお話しであります。私も実はその通りであります。私も実は率直に申し上げまして、きのうこの問題を相談したときに、内輪語ではなはだ恐縮であります。次官に私が申ししたことは、日本の自治体がいかに姿になつていくのを自治庁としては全然知らぬでおるといふべきものでなく、やはり自治の発展のために注意を喚起することが必要じやないか、そういうことであるとすると、当然自治庁長官の名前で出すことがいいのじやないか。そういうことを実は私も次官にも聞いてみたのであります。実は従来は慣例等によりまして、自治庁長官は総理大臣の補佐機関にすぎないのであります。従つて、総理大臣名をもつてやる法律上の決定等に当つては自治庁長官名をもつてやる。それ以外の行政上の指導の面につきましては、これは事務的な問題であるといふ考え方から立つて、従来から次官通牒をもつてやるのが慣例であるといふことであります。この点、どういふことにいたしましたのであります。その慣例につきましては後ほど藤井局長からもつと詳しく説明があるかと思ひますが、従来そういうことでやることなので、従来例によりまして次官通牒といたしたのであります。考へるのではありません。ただ自治庁長官は総理大臣の補佐をするのでありますから、総理大臣名で出す場合は、かわりに出すこともあるかもしれませぬが、従来そんなふうな慣例になつておつたのであります。

それからそれに関連しての山口市政の問題、それからそれ以外の汚職事件内容と申しますか、それは実質的に違ひじやないか、まことにその通りであります。私どもの最も寒心にたえない

ことは、これは中井さんのお話もありましたが、ちよつとした使い込みであるとか、あるいは食糧費を使つたとかどうかというところは、これは従来にもありがちな、決していいことではありませんが、決して悪いという問題じゃなかったのではありません。そうしたところで自治体の長が議会を無視して、極端に言うと、刑務所の中から解散をしてみたり、こういうようなことはあまりにもむちゃと申しますか、そんなことはおそらく今までなかったのじゃないか。また従来そういうことがあつた場合は、昔の場合ですと、おそらく府県知事あるいは内務省が直接監督権を行使してこれを是正する道もあつたのであります。今回は、最近そういうことができないからという点もあるかもしれませんが、しかし、それにしてもそういうむちゃをやるといふことは、私も考えられないのであります。ところが、現実にはそういうことが行われている。これに対して自治庁として、できることならば何とかこういふことのないように手が打てないかというのを私も考えるのであります。しかし、こういうことがあるからといって、自治庁が一々これに対して指揮命令権を発動するようない方にすることは、せっかく確立した自治制度というものを逆転させることになりま

すので、こういうことがあるからといって、現行の自治制度を逆転させるような改正をすべきものとは私は考えないのであります。そういったことと、結局、その当事者の反省を促すというところのほかにないものでありまして、究極的にはそういうことのないように住民の皆さん方に監視していただく

くほかないのであります。しかし住民の監視を待つまでもなく、当然その地位にある者がみずからそういうことのないようにせなければいけない。それに対しては、自治庁としてはまことに隔靴掻痒の感と申しますか、歯がゆいようなやり方で、私も残念に思ひのであります。しかし、それにしても自治庁の私もそういうことを考えて反省を促し、また国会あるいは言論機関等におきましても、そういうことのないように、各方面力を合せて自治の肅正についても反省をうながしていくというようなことによつて、こういう事態が起らぬようにしていくよりほかないのではないかと。その一翼をになう意味におきまして、自治庁といたしまして、地方自治体のめんどろをいろいろ見ておる立場にある者として、こういう通牒を出そうといふことを考えたのであります。

それからこういう事態が起つた原因はどこにあるかというお話であります。山口市の問題あるいは相模原の問題等について、法制的にあるいはまた会計のやり方等につきましても、制度上欠陥があるかどうか、こういう点につきましても十分検討しなければならぬと思ひのであります。その点については藤井行政局長から、原因について従来いろいろ調べたことを答弁させていたかと思ひのであります。が、しかし、今回の山口市の場合等につきましても、これは制度上だれが考へましてもそういうむちゃな人がおるとは思ひませんけれども、制度的に取らぬといふことは、そういうことがあ

るかも知れぬといふことを前提として法律を作り、制度をきめるわけには参りませんし、やはりあまりそれを、そういうことが起つたかぬからといふので、窮屈な制度にしてしまつて、自治を侵害するおそれも出て参りますので、やはりこれは自治庁にいたしまして、あるいは国会の側におかれまして、あるいは言論機関におかれまして、ともにそういうことのないように、住民の監視と相待つて直していくほかにないのじゃないか、こう私は考へるのであります。今日までの原因等につきましても、これは局長から答弁いたさせます。

○藤井(真)政府委員 大臣名の通牒の点でございますが、これは私の承知いたしておりますところは、いわゆる行政大臣として法律上の権限を持つております官庁といたしまして外部に對します場合、すなわち許可の権限を行使いたしましたり、その他処分をいたしましたり、そういうような場合には大臣名でそれらの措置がなされるのであります。通牒の場合におきましては、どういふいきさつでそうなつたのか、私も詳しいことは存じませんが、従来の沿革上、普通の場合は大臣から通牒を出すという形式はとつておらないのであります。こういう場合におきまして、一般の声明等の場合には大臣名でやることはございますけれども、知事その他に對する通牒という形式におきましては、大臣名を採用することが原則としてないといふふうに考へております。ただ、事柄の重要性にかんがみまして、通牒を出します際にもいろいろ段階がございます。その場合に次官名で出ますものが二種類がございます。一つは本件のごときがそれに当たりますが、事柄の特に重要なものにつ

きましては依命通牒、命により通牒するといふ格好をとるわけでありまして、その以外のいわゆる事柄の重要性に従つて次官において出すものは次官通牒、これは命によりという名前を入れ

ればかなり高度の行政的な技術手腕を必要とすると思うのです。大体私各府県知事のやり方を見ておきますと、たとえば岩手県が現在阿部知事のもとに非常にいい地方自治をやっている。阿部知事は非常な長年の間行政的に鍛えられた人でありました。しかしながら、公選である場合はそういうふうな行政事務の技術練達の人を当選するとは限らないので、非常に演説がうまくつたり、非常に風采が上ったり、非常に如才なかつたり、非常にユーモアがあつたりすると、これは市長になる当選の可能性がうんとある。そういうことから必然的に考えられることは、むしろそういう技術者は別に置いた方がいいんじゃないか。そしてその自治体の大綱の方針だけは管理するよりな者をきめて、そういうふうなシティ・マネージャーといふものにむしろまかした方がいいんじゃないか。そしてそういうシティ・マネージャーといふのは、優秀な大学でそういう学科でも設けて強力に養成したらいいんじゃないか。これは門司亮君の長年の主張でありましたが、私は、どうも最近そういうふうな気がするのです。私の選挙区等でもいろいろ見えておきますと、地方自治の実がよくなつてきているところは、その役場の事務が非常にいいところなんです。事務がめちやくちやで、証票の保存でも、証票の作り方などでためめなところは、えてして地方自治の実績が上つておらぬ。そういうことから見まして、シティ・マネージャー制度というふうなものについても相当深く御研究になつてみていただいたらどうか、そういうふうなことを考えるのです。

第三番目に、最も私が望むところは、私たち二十五、六才からずっと地方自治の指導とかそういうことに関係しておりまして、半生を地方自治体の行政と一緒に仕事してきたわけでごさいます。われわれが初めて府県の行政とか、市町村の行政などの問題にぶつかったとき、そのころは現在と著しく違ふ点は、地方自治といふものに一つの非常にとうとい営みと宗教的な情熱を持つておつたのでございます。當時は、日本の国のどこかに名知事があるといふことになりましたと、その成果が全国に喧伝されたものであります。

広島に模範村がありまして、その模範村が全国に喧伝されて、その業績は、いろいろな雑誌や新聞によつて啓蒙の文章になつて指導されたものでございまして。現在よほどのいい知事でなければ、県政のことだけ考えて、市町村のことは考えない。県の自治体と同じように市町村のことを第一に考えて誘導指導しようといふような熱意の知事は少い。昔は、県と市町村の間は親と子供のようなものであつたのでありますが、そういう道徳的な雰囲気がいと同時に、いわゆる模範村、そういうふうな考え方が少い。これは封建的だとおつしやるかも知れませんが、これは監督よりも指導といふ面では、非常に優秀な地方自治体の業績を上げておるところは、自治庁におかれましては、そういうところをうんと精密に調査して、それを全国の模範のケースとして強力に指導される、表彰される。こういうことになりましたら、暗黙の間に悪いところを矯正することになりはせぬか、そういうことを考えるのでございまして。それから府県、ことに市町村

村が大きき合併いたしましたとしても、その内部機構の問題、行政の下部機構の問題等につきましても、もう少し突っ込んだ指導や制度を立てて下さることにしよう、その新しい統合した自治体といふものが非常に光を放つてゐるのではないかと、現在の自治庁は、そういうふうな非常に大事なことを十分にやつておられるとどうも思えないのでございまして。そういうことに踏み込んで御研究いただいたらどうか。そういうことに関しましては、行政局長さんの御感想をお聞きすることができればありがたいと思ひます。

○青木國務大臣 加藤委員のくだんのお話であります。私、実はこういう問題が起つてから新聞の論調あるいは短評等に現れる識者の考え方について、できるだけ注意をいたしまして検討してみたいのであります。そういういたしますと、大体の学者の論調等を見ましても、あるいはまた評論家等のお説を拝聴いたしました。結局せつかくできた自治庁であるので、新しい自治体を育成するためには、昔のような逆コースのあり方ではないかといふので、そこで住民がこれを監視するといふ点に重点を置いて、間違ひのないようにすべきではないかといふのが大体の皆さんの御意見のようでありまして、そういうことに関連してお話するようにリコールの問題が出てくるわけでありまして。リコールにつきましても、これを乱用いたしますと、またいろいろの弊害も出て参りますので、そういうことからおそれる現在のような非常に窮屈な規定が出て参つておると思ひのであります。しかし、お話しのようにこれがあまりに繁雑であり実際に適合せぬといふことでありましては、せつかくの救済規定も救済規定としての役に立ちませんので、リコールの問題につきましても、私どもはさらに検討する必要があるのじゃないか。そこで自治庁におきまして、このリコールにつきましては、実は内々いろいろ検討いたしておるのであります。この国会には提案するに足らなかつたのであります。私どもは、リコール問題につきましても、お話しのように唯一の、また最も民主的な残されたただ一つの救済の手段でありますので、これが活用できるように、しかし、同時にまたいたすにこれが乱用されて困ることは言うまでもないのであります。それでなしに、本来の目的を達成できるようにリコール制度の問題につきましても私どもさらに検討していきたいと、かように考えております。

それからいわゆるマネー・システムの問題であります。私、先年アメリカの行政制度の調査に参つたときに、現在はどうなつておられますか、その当時アメリカの市制の中で、非常に新しい傾向として、お話しのようにマネー・システムといふものが取り入れられておるといふことを聞いたのであります。私どもはその後勉強で現在どうなつておるかよく承知いたしておりましたが、そういう考え方も確かに一つの考え方と思ひのであります。しかしながら、行政といふものは、やはり行政としてのエキスパートでなければなりませんので、そういう行政面についてはエキスパートを置いて、行政の円滑適正な運営をはかるという問題も検討していかなければならぬ問題と考えるのであります。表

彰の問題につきまして自治庁が従来やつておつたことは、御承知のように、いろいろ優良市町村なり、あるいはまた優良の市町村長さん、吏員等の表彰をいたしておるわけでありまして、そのあり方につきましてなお検討を要する点があるのじゃないかという御指摘であります。こういう点につきましても、私どももさらに十分反省もして、また最も適切な表彰、しかもその表彰が効果があるようなあり方をやるべきであるという御説に對しましては、全く同感でありますので、なお一そう十分注意して参りたい、かように考えております。

○中井(徳)委員 だんだんのお話でございまして、先ほどの通牒の話で念を押しておきたいのです。私は、こういう問題につきましましてはやはり大臣名でやるべきではなからうかと思ひのであります。率直に申し上げますと、自治体は新しくなりましたけれども、いろいろな機構の大変革がありましたけれども、その奥に流れておられます官僚の機構その他につきましては、必ずしもそれにマッチしておる形でない、かように思ひますので、青木大臣自身も次官通牒はおかしいじゃないかという気持であつた、こゝ言われるわけでありまして。理論的にいいますと、自治庁長官青木國務大臣がいければ、自治庁は総理府の中にありますから、内閣総理大臣の通牒といふことでどんなものであらうかといふ点に私は考えるのであります。こういう点についての過去のこたわり方、これを私は少し政府として反省をしてもらわなければいかぬ、かように思ひます。

それから藤井君の回答の中にもありましたが、やはり私は大局的に見まして、財政窮乏ということが一つの原因になっておる。実際は、こういうことを申し上げるのは非常に困難極まりない感じがいたします。そういう点についてやはり政府として一つ十分考えていただきたい。

それから第三点、次官通牒の性格的なものと関連ですが、やはりどうしても皆さんは府県を通じてこの通牒を出すのでございまして、それでは今の府県は市町村に対してどういふ関係にあるかといふと、一地方課長がこれをやっておるのであります。ここに御列席の委員の皆さんが県知事をしておられたころのような強い地方課でも何でもございせん。ただ現金の世話をするだけでありまして、ほとんどそういう実力がありせん。従つて、知事を通じて勧告をして、行ったところは市町村長でございせん。市町村長のところへ行つたらそれをすぐ議会に見せるとか、監査委員に見せるとか、そういうまじめな市長であればいいのでありますが、そのまま突っ込んでしまふというのが、実はほんとうの実情ではなからうかと思つております。そういう面についての自治庁としての新しい形というものがまだ作られておるよりに思ひます。先ほども加藤さんからお話がありました、支配人とか専門的な人の養成をする、もちろんけつこりだと思ひますが、そこへいくまでに、せめてたとえば振興課その他におきまして、そういう指導的な幹部を十分お作りになって勧告、指導をしていかれる。そういうものの経費などは

自治庁で十分見てあげる必要があるという感じは私は持つのであります。実はそういう問題に対する感覚は、自治庁が一番おられてゐる。すぐ責任ののれみみたいなことを言う。僕らが君らに質問して、それは自治体のことでありますからこれから書類を取り寄せます、すぐそういうことになる。特に山口のごときは、もう全国のくろりと筋は一年前からわあわあ言つていた。あなたの名前をいけなければ岸総理大臣の名前でお出しになるのが順序のよりに思ふのですが、この辺のことにつきまして大臣どうでしようか。もつとも岸さんをそういうことで出し抜く、まさかそういう意図は持つておらないと思ひますが、とにかく事務次官では私は問題が片付かないと思ふ。この辺のところの大臣の考え方をもう一度確かめて、私の質問はこれで終ります。

○青木国務大臣 先ほども申し上げましたように、内輪話を率直に申し上げたのであります。私も全く同じような考え方である。そういう質問をいたしたのであります。それを、質問しただけじゃ意味ないじゃないか、そういう考えであつたらその通りやるべきじゃないかといふことも、ごもつとも思ふのであります。ただし、従来役所の慣例等もあることと考へましたので、私はその慣例に従つたのであります。しかし私の考えもやはり中井委員のお考えと同じであります。で、従来の慣例がどうありまして、今後どういふふうな問題につきましても、新例を開くといふか、新例といふよりも、むしろあるべき形にすべきことは当然と考へられますので、なお

十分検討していききたいと考へております。それから府県を通じてやることはどうか、これも確かに昔のような考え方がある。内面的にあるという点もいふな。一つは、町村合併で町村の数が三千六百ほどに減つたのであります。最近までは一万からありましたので、やはりその当時の考え方といつたしまして、一万からの町村に直接自治庁がどういふことは、通信の面からいいたしても必ずしも適当ではありせんので、どうしても府県を通じてやるといふことも、実際問題としてそうせざるを得なかつた面もあつたと思ふのであります。しかし、町村合併もできて、町村の数が少なくなつた、また通信といふものが昔と違ひ、新しい現在の通信機関といふものは昔と違ひのであります。ですから、やはり新しい時代に即して、こういう問題につきましてもなお検討すべき点はある、さういふ考へて、中井先生は自治庁だけおくれけるじゃないかとおつしやいます。確かにその通りでありまして、実は私、明年度予算で大蔵省に要求して実現できなかったものであります。たとへば通信の設備にいたしまして、民間の会社等に比べて、自治庁というものが全国の各府県、市町村に常連絡する事項があるにかかわらず、特別の通信機関を持つていない。こういうことはどうかといふことで、マイクロウエーブの通信設備を持つて連絡を密にする、あるいは災害等の場合を考へて、そういう機関を持つべきじゃないかといふことも実は考へたのであります。しかし、それが何か中央集権的に

とられまして誤解を持たれまして、私もはなはだ迷惑なであります。そういう気持でなしに、民間の会社すらいふ近代通信設備を持つておるのに、どうも国の機関として、全国の町村、府県のめんどうを見るといういふふうな普通通りのあり方で果していいのかどうか、こういう点につきましてもなお十分検討いたしまして、また地方行政委員会の皆さん方の御意見等も承つて、できるだけさういふ近代的な通信といふこともあわせて考へ、また町村に対する直接の連絡等につきましても、合併のできました今日当然考へていかなければならぬ問題ではないか、かように考へておるわけであり

とられまして誤解を持たれまして、私もはなはだ迷惑なであります。そういう気持でなしに、民間の会社すらいふ近代通信設備を持つておるのに、どうも国の機関として、全国の町村、府県のめんどうを見るといういふふうな普通通りのあり方で果していいのかどうか、こういう点につきましてもなお十分検討いたしまして、また地方行政委員会の皆さん方の御意見等も承つて、できるだけさういふ近代的な通信といふこともあわせて考へ、また町村に対する直接の連絡等につきましても、合併のできました今日当然考へていかなければならぬ問題ではないか、かように考へておるわけであり

とられまして誤解を持たれまして、私もはなはだ迷惑なであります。そういう気持でなしに、民間の会社すらいふ近代通信設備を持つておるのに、どうも国の機関として、全国の町村、府県のめんどうを見るといういふふうな普通通りのあり方で果していいのかどうか、こういう点につきましてもなお十分検討いたしまして、また地方行政委員会の皆さん方の御意見等も承つて、できるだけさういふ近代的な通信といふこともあわせて考へ、また町村に対する直接の連絡等につきましても、合併のできました今日当然考へていかなければならぬ問題ではないか、かように考へておるわけであり

とられまして誤解を持たれまして、私もはなはだ迷惑なであります。そういう気持でなしに、民間の会社すらいふ近代通信設備を持つておるのに、どうも国の機関として、全国の町村、府県のめんどうを見るといういふふうな普通通りのあり方で果していいのかどうか、こういう点につきましてもなお十分検討いたしまして、また地方行政委員会の皆さん方の御意見等も承つて、できるだけさういふ近代的な通信といふこともあわせて考へ、また町村に対する直接の連絡等につきましても、合併のできました今日当然考へていかなければならぬ問題ではないか、かように考へておるわけであり

とられまして誤解を持たれまして、私もはなはだ迷惑なであります。そういう気持でなしに、民間の会社すらいふ近代通信設備を持つておるのに、どうも国の機関として、全国の町村、府県のめんどうを見るといういふふうな普通通りのあり方で果していいのかどうか、こういう点につきましてもなお十分検討いたしまして、また地方行政委員会の皆さん方の御意見等も承つて、できるだけさういふ近代的な通信といふこともあわせて考へ、また町村に対する直接の連絡等につきましても、合併のできました今日当然考へていかなければならぬ問題ではないか、かように考へておるわけであり

から出て監査をやっておったって、これはものの役に立たぬ面が出てくる場合が多いと思う。そういう点等について、やはり人間的な欠陥もあり、けれども、同時に法的な欠陥というものが現在の行政関係法の中で必ずしもうまくいってないと思う。それから行政局長は、そういう問題を取り上げていく場合に、乱用されるおそれがあるということも盛んに言っておられるのであります。今申し上げたような点で少し真剣にこれを考えられたならば、必ずしも自治の本旨をそこなうことなくしてやれる面が出てくるのではないか、こういうふうに思うのであります。

それからまた最近ここに出ておりますところの汚職のいろいろな不正事件の内容を見ますと、一つは公金の不正流用だと思えます。これは在来からも間々あったことじゃないかと思うのであります。もう一つ工場誘致とかあるいは住宅誘致とか、そういうことに関連した土地あつせんにおけるところの取賄、詐欺、こういうものが新しい特徴として出ております。その原因を考えてみますと、先ほども若干説明がありましたように、やはり自治体の財政がいまだに非常に貧困である。そのことのために手段を選ばずして財源獲得の手段としてこういうことが行われる。こういうふうにいわれておるのであります。それはもつともであります。そういう点で御配慮願うとともに、当面の措置として、このような土地に対する固定資産税の減免というようなことが行われておるのであります。ところが、こういうものについて、もう少し何か自治庁としてよい指導を

し、あるいはこれに対してそういうこととはしてはならないというくらいなところまで持っていかなければ、そういう減免が伴いますので会社との間で市町村長あたりがおかしくな取引をして、取賄をやっていくというふうなことになる。こういうふうな点について、あるいはこれに対して非常にばく然とした質問でありますけれども、要は人の人格の点で欠陥がある。そのことについてはリコールの制度をもう少し簡素化して、それらの人がそういうことをやらないような補いをつけていく必要があるとともに、その他の関係法律をもう少し検討して、その方の欠陥を是正することによって、こういう悪質な思わぬ事件がなくなっていくのではないかと思つております。

一度お答え願いたいと思つて、もう一度青木国務大臣 お話しの御趣旨につきまして私にも全く同感であります。先ほど申し上げましたように、単に一片の通牒だけ出せばそれでいいというのでは、ないのではありません。また、こういうことのないようにするために、何と申しましたも住民の監視という問題が一番大切と思うのであります。そのためにはリコール制度の問題、乱用を戒めなければならぬ。だが、それとてこれを実際に目的を達成することができないというふうなことであります。これは何にもなりませぬので、この点は自治庁でもいろいろ検討いたしておるのであります。行政局長から今までの問題点また検討している点等をあとで御説明をいたさせていただきます。なお監査制度の拡充の

問題等につきましても、現在の制度でいいのかどうか、これは制度的にも十分私どもとしても考えなければならぬ問題であります。これも真剣に取上げて検討いたして参りたいと思つております。また、公金の不正流用等に関連いたしまして、現在の会計制度、昔のような大福帳式の帳簿という点につきましても、単に経理を明確にするというばかりでなしに、不正を防止する面からも、会計制度等につきましても十分検討していかなければならぬと考えるのであります。会計制度の問題につきましても、自治庁もこの問題を取り上げることにはいたしまして、御承知のように明年度からこれについて十分検討して、できるだけ早い機会に新しくそういう制度を確立して参りたい、かように存じておるのであります。工場誘致の問題につきましても、御指摘のように工場誘致といふことにあまり急にしないで、そのためにいろいろ弊害を伴い、そのために、将来は財源を持つことになるのであります。当面地方財政にも非常な減収を来す問題もあるものであります。自治庁としては従来からも、いたずらに工場誘致といふことにとられ過ぎて行き過ぎのないようにといふことを注意もいたしておるのであります。やはり自治体といたしますと、将来のことを考え、土地の発展という面から考えましても、やむを得ずば行き過ぎといふ点もなきにしもあらずであるのであります。こういう点についても、十分今後とも助言、忠告をいたしていかねばならぬと考えておるのであります。

なお、いろいろ制度上の問題につきまして事務局で従来検討しております点等について、私よくわからぬ点もありましたので、行政局長から説明をいたさせたいと思つております。

○阪上委員 行政局長に御答弁願うためにまとめてもう少し申し上げておきたいと思つております。公金不正の問題で、たとえば交際費の問題、議会の交際費それから首長等の交際費が最近非常に増高を来しておるのであります。これらの問題も、やはりそういうものに関連のある原因を作っていくのじゃないかと思つております。旅費などもそうであると思つております。一等、二等の旅費をとつて三等に乗って旅行しているというのなどもたくさんある。それから先ほど申しました土地関係その他工場誘致に伴うところの減免措置の問題もありました。こういうことについて、もう少し規制を加えていくという考え方があつかうかといふ点を聞いておきたい。なお、雑部金をめぐって最近私の耳にいたすのでも数件、問題点があるという市がかなりございまして、そういう雑部金なんかの扱い方の点についても、もう少し規制を加えていく必要があるのではないか、こういうふうに思つておるのですが、こういう点につきまして一つ最後に承わっておきたいと思つております。

○藤井(真)政府委員 直接請求制度の問題につきましても、ただいまわれわれの手元でいろいろな角度からこの改正措置について検討を加えております。今国会には間に合いません。ですが、成家を得ましたならば、できるだけ早い機会に御審議をわすれず運びに持つて参りたいと思つております。

こまかい点は煩瑣にわたりますので省略をいたしますが、結局現在われわれが重点として検討を加えておりますのは、署名の収集手続をもう少し簡易に、しかも合理的に間違いないようにやる方法がないかという問題。それから第二の点といたしましては、署名者といふゆる署名の資格のある者との確認、これを非常な手間ひまがかかるように、はつきり確保するための手続をどうしたらいいのか。第三には、直接請求に基きます投票に関するいろいろな運動その他の規制の問題でございます。この点が一般の選挙運動とは違ひまして野放しになつております。非常にフリーな場面が多いのであります。それから点につきましても、もう少し規制の方法等について検討を加える必要があるかといふこと。その中で、先般お話をいたしましたように、一番重点になりますのは、必要な署名の直接請求の代表者がきまりまして、署名収集の段階に入りました場合におきましては、たとえば公営で署名書といふものを作りまして、ここには署名の対象者といふものをはつきり置いておいて、それらの確認の上で署名をしていく。これは便宜を与えるとともに、一面において署名者と資格者との間の間違いをなくしていくというふうなことも役立つのではないかと考えております。お話を加えておるのであります。

それから監査委員等のあり方につきましても、現在の監査委員の制度といふのは、御承知のように従来の制度のもとにございまして、従来は果

こまかい点は煩瑣にわたりますので省略をいたしますが、結局現在われわれが重点として検討を加えておりますのは、署名の収集手続をもう少し簡易に、しかも合理的に間違いないようにやる方法がないかという問題。それから第二の点といたしましては、署名者といふゆる署名の資格のある者との確認、これを非常な手間ひまがかかるように、はつきり確保するための手続をどうしたらいいのか。第三には、直接請求に基きます投票に関するいろいろな運動その他の規制の問題でございます。この点が一般の選挙運動とは違ひまして野放しになつております。非常にフリーな場面が多いのであります。それから点につきましても、もう少し規制の方法等について検討を加える必要があるかといふこと。その中で、先般お話をいたしましたように、一番重点になりますのは、必要な署名の直接請求の代表者がきまりまして、署名収集の段階に入りました場合におきましては、たとえば公営で署名書といふものを作りまして、ここには署名の対象者といふものをはつきり置いておいて、それらの確認の上で署名をしていく。これは便宜を与えるとともに、一面において署名者と資格者との間の間違いをなくしていくというふうなことも役立つのではないかと考えております。お話を加えておるのであります。

それから監査委員等のあり方につきましても、現在の監査委員の制度といふのは、御承知のように従来の制度のもとにございまして、従来は果

こまかい点は煩瑣にわたりますので省略をいたしますが、結局現在われわれが重点として検討を加えておりますのは、署名の収集手続をもう少し簡易に、しかも合理的に間違いないようにやる方法がないかという問題。それから第二の点といたしましては、署名者といふゆる署名の資格のある者との確認、これを非常な手間ひまがかかるように、はつきり確保するための手続をどうしたらいいのか。第三には、直接請求に基きます投票に関するいろいろな運動その他の規制の問題でございます。この点が一般の選挙運動とは違ひまして野放しになつております。非常にフリーな場面が多いのであります。それから点につきましても、もう少し規制の方法等について検討を加える必要があるかといふこと。その中で、先般お話をいたしましたように、一番重点になりますのは、必要な署名の直接請求の代表者がきまりまして、署名収集の段階に入りました場合におきましては、たとえば公営で署名書といふものを作りまして、ここには署名の対象者といふものをはつきり置いておいて、それらの確認の上で署名をしていく。これは便宜を与えるとともに、一面において署名者と資格者との間の間違いをなくしていくというふうなことも役立つのではないかと考えております。お話を加えておるのであります。

の場合におきましては参事会を中心にやっております。監査とか、ある時期には専門員に学識経験者だけでやっております。監査制度というものを置きまして、これを取り入れて採用した制度でございますが、そのあり方等につきましては、最近は相当成果が上りつつある面もございますけれども、まだまだ十分でないことは確かである。そういうような意味合いから申しまして、監査委員の構成自体につきましても、さらに検討を加える余地は確かにあるのじゃないかという感じはいたしております。その点についても、われわれといたしましては検討を加えてみたい事項の一つでございます。

それから交際費あるいはその他の旅費の問題、さらには雑部金等の問題につきましても、やはりいろいろ問題があるものであります。雑部金制度というやうなものにつきましても、これは必要やむを得ない面もございますし、またやはり法律技術あるいは予算技術等の点もありませんけれども、でき得ればこれを予算化するか、あるいは予算化できないまでも、何かもう少しはつきりした法的なルールに乗せて、議会の審議の対象あるいは監査の対象に及ぶ、あるいは監査委員の監査の対象になり得る、そういうようなはつきりした制度的なものにこれを持っていく必要というものは考えてみていいのじゃないかという考えを持っております。

なお工場誘致の場合におきまして、いろいろ固定資産税の減免とか、あるいは工場を持つてきた者のあまり相当の無理をして、しかも目先財政負担が非常に過重するということがわかつて

おりながら、これをあえて強行していくというようなことは、従来の貧弱な市町村財政というような見地から見ますと、これはゆゆしき大事であります。そのこのためににつきましても、もいかなくなつておる地方団体も現実にあるわけでありまして、そういうような点については、従来財政当局を中心といたしまして、でき得る限りの抑制というところで、十分一注意するようには言つておるのであります。しかし、他面において、工場誘致において非常に成果が上つておるところがあることも事実でございます。結局、やり方いかんの問題でありまして、将来の長い見通しというところを見まして、これらの点で一つ適正な相談相手になつてあげるような仕組みを考えていくことが必要ではないかという感じがいたしております。

それらの点を含めまして、われわれといたしましては全般的指導体制の確立というところにつきまして、今後とも一層の努力を傾けて参りたい、こう考えております。

○加藤(精)委員 本日は、地方行政の委員たちの発言を大臣が非常によく消化して、それを善意に解釈して振返していただいております。私はこんなうれしいことはないのではありません。政府委員の一部には、委員の質問中笑つてゐる人もあるというのが往々にあるのであります。本日は皆さんが非常にまじめに御答弁いただき、まじめに聴取していただいて、非常にうれしのであります。われわれもいつまで地方行政委員でいることやらわからないのであります。本日もたいなまじめな会議におきまして、私、御意見を

聞きましておきたいことがありますので、一言申し上げたいと思つております。

悪貨が良貨を駆逐するといふことがありますが、時代の風潮が非常にドライになりまして、収入は多くないけれども、非常に物資が多くなり、娯楽設備機関等が多くなり、欲望は無限に増大していく。そうしたところから犯罪が起るというところは、個人であつても、地方団体であつても同じだろうと思つております。

先ほど行政局長の列挙されましたよりも、むしろそういうところに汚職等の大きな原因があるのじゃないかと考えるのでございますが、いずれにしても、悪貨が良貨を駆逐するといふやうな傾向というのか、その地域の一流の人物は、府県市町村の理事者になつたり、議員になつたりすることをむしろいやがる場所があるのじゃないか、そう思われる点があるのであります。それにはまず精神的要素というのか、自治教育というのか、そういうところに根幹があるのじゃないかと私はまじめに考えておる。そういう意味で、県のこととはしばらくおくとしまして――私は府県は道州制がいいと思つてゐるので、ほんとうの自治体というものは市町村だけでいいという考えを持っておりますが、これは別といたしまして、私は市町村を論じたいのであります。町村合併によつて非常に広くなつた市町村の教育におきまして、これに完全に自治教育を徹底するといふことは容易じゃないと思つてゐるのでございますが、私の知つておりますある農村部落に、公民館を中心とした農村部落経営を非常にしつかりやつてゐるところがあるのでございますが、時間がないから多く申しませんが、大体今申し上げたことで

おわかりだろうと思つて、理事が非常に困りになつておられるよりでありますから、私はこれで発言を中止いたします。

○鈴木委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

〔参照〕
地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一三三三号)(参議院送付)
に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕